166

知的財産権法判例研究会

FRAND宣言に係る標準規格必須宣言特許について権利行使を制限した事例 -Apple Samsung 3G移動体通信システム関連特許事件─

東京地判平成25年2月28日 平成23年(ワ)38969号(判時2186号154頁)

KIT客員教授・立教および成蹊LS講師 弁護士・NY州弁護士・弁理士 紋谷 崇俊

◆事案の概要

アップルとサムスンは、通信端末をめぐって世界中で特許 訴訟合戦を繰り広げている*1。

本件はその一環として、わが国において、X(米国法人のアッ プル インコーポレイテッド(以下、訴外A)の日本子会社)が、 Xによる本件製品の生産、譲渡、輸入等の行為は、Y(韓国法 人である三星電子株式会社)が有する標準規格の必須宣言特 許の侵害に該当せず、あるいは権利行使は認められないと主 張し、Yに対して、特許権侵害に基づく損害賠償請求権の不 存在の確認を求めた事案である。

Yは、発明の名称を「移動通信システムにおける予め設定 された長さインジケータを用いてパケットデータを送信する方 法及び装置 | とする特許第4642898号の権利を有する(以下、 本件特許ないし本件特許権。なお、請求項8および1に係る 発明をそれぞれ本件発明1、本件発明2、総称:本件各発明)。

Xは、訴外A製品「iPhone3GS」「iPhone4」「iPad Wi-Fi+3Gモデル | 「iPad2Wi-Fi+3Gモデル | (以下、それぞれ 本件製品1~4、総称:本件各製品)を輸入販売している。

本件特許および本件各製品は、いずれも通信の標準規格に 関するものである。第3世代移動通信システムないし第3世代 携帯電話システム(3G: Third Generation)については、その普 及促進と付随する仕様の世界標準化を目的とする民間団体であ る3GPP (Third Generation Partnership Project) が通信規 格であるUMTS規格 (Universal Mobile Telecommunications System) を策定している (UMTS規格について、日本では W-CDMA方式〈広帯域符号分割多元接続方式〉と称されている)。

そして、本件各製品は、UMTS規格に準拠した製品であり、 本件特許は、同規格の本件技術仕様書V6.9.0記載の「代替的 Eビット解釈」に準拠した製品の製造、販売等および方法の 使用をするうえで避けることのできない必須特許である。

Yは、3GPPを結成した標準化団体の一つである欧州電 気通信標準化機構 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) の会員であり、1998 (平成10) 年12月 14日、ETSIに対し、UMTS規格としてETSIが推進している W-CDMA技術に関し、ETSIのIPRポリシー 6.1項に従って、 Yの保有する必須IPRライセンスを、「公正、合理的かつ非差 別的な (fair, reasonable and non-discriminatory) 条件 (以下、 FRAND条件)で許諾する用意がある旨の誓約(宣言)をした。

さらにYは、2007 (平成19) 年8月7日、ETSIに対し、 ETSIのIPRポリシー 4.1項に従って、本件出願の優先権主 張の基礎となる韓国出願の出願番号、本件出願の国際出願番 号(PCT/KR2005/00169) 等に係るIPRが、UMTS規格 (TS25.322等) に関連して必須IPRであるか、またはそうな る可能性が高い旨を知らせるとともに、ETSIのIPRポリ シー 6.1項に準拠する条件(FRAND条件)で、取消不能な ライセンスを許諾する用意がある旨を宣言した。

Yは、2011(平成23)年4月21日、Xによる本件各製品(ただし、 後日、本件製品1および3部分を取り下げ)の生産、譲渡、輸 入等の行為が本件各発明に係る本件特許権の侵害を構成する 旨を主張、差止請求権を被保全権利として、Xに対し、本件各 製品の生産、譲渡、輸入等の差し止め等を求める仮処分命令 を申し立てた〈東京地方裁判所平成23年(ヨ)第22027号事件〉。

これに対して同年9月16日、XがYに対して、特許権侵 害に基づく損害賠償請求権の不存在の確認を求めて提起した のが本件訴訟である。

主張は多岐にわたるが、本判決は、本件製品2および4が 本件発明1の技術的範囲に属すること(争点1)を認定のう え、権利濫用の成否(争点6)についてのみ判断しており(争 点2~5〈本件発明2の侵害、無効、消尽、ライセンス〉は 判断なし)、以下でも争点6を中心に検討する。

◆判旨 -請求認容-

(1) 信義則上の誠実交渉義務

「我が国の民法には、契約締結準備段階における当事者の 義務について明示した規定はないが、契約交渉に入った者同 士の間では、一定の場合には、重要な情報を相手方に提供し、 誠実に交渉を行うべき信義則上の義務を負うものと解するの が相当である」

「Yは、ETSIのIPRポリシー 6.1項、IPRについてのETSIの 指針1.4項の規定により、本件FRAND宣言でUMTS規格に必 須であると宣言した本件特許権についてFRAND条件によるラ イセンスを希望する申出があった場合には、その申出をした者 が会員又は第三者であるかを問わず、当該UMTS規格の利用 に関し、当該者との間でFRAND条件でのライセンス契約の締 結に向けた交渉を誠実に行うべき義務を負うものと解される。

そうすると、Yが本件特許権についてFRAND条件による ライセンスを希望する具体的な申出を受けた場合には、Yと その申出をした者との間で、FRAND条件でのライセンス契 約に係る契約締結準備段階に入ったものというべきであるか ら、両者は、上記ライセンス契約の締結に向けて、重要な情 報を相手方に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務 を負うものと解するのが相当である。

そして、遅くとも、訴外Aが、平成24年3月4日付け書簡 ……でYに対し、YがUMTS規格に必須であると宣言した本 件特許を含む日本における三つの特許に関するFRAND条件で のライセンス契約の申出をした時点……で、訴外AからYに対 するFRAND条件によるライセンスを希望する具体的な申出が されたものと認められ、訴外AとYは、契約締結準備段階に入 り、上記信義則上の義務を負うに至ったものというべきである

(2) 誠実交渉義務の前提条件

① 特許の有効性等の留保

「FRAND宣言に基づく標準規格必須宣言特許についての FRAND条件によるライセンスを希望する申出は、許諾対象 特許の有効性を留保するものであったとしても、その申出の 内容が許諾対象特許が有効であることを前提とする具体的な ものであり、FRAND条件によるライセンスを受けようとす る意思が明確であるときは、上記申出により、FRAND宣言 をした者と上記申出をした者との間で……信義則上の義務が 発生するというべきである|

② ライセンス料率

「訴外Aが平成24年3月4日付け申出において提示したライ

センス料率(ロイヤルティ料率)は日本国における●(省略)●% というものであるが、そのライセンス料率の数値のみから FRAND条件に適合しない不合理に低額なものであり、訴外A においてFRAND条件によるライセンスを受けようとする意思 がないものと断ずることはできないし(前記前提事実に照らす と、上記ライセンス料率は……全世界におけるUMTS規格に不 可欠と宣言された特許ファミリーのうち、Yが保有しているも のの割合……を踏まえたものであることがうかがわれる。)、訴 外Aにおいて上記ライセンス料率以外の条件でライセンス契約 を締結する意思が全くなかったとまで認めることはできない

(3)信義則違反の認定

「Yは、訴外Aの再三の要請にもかかわらず、訴外Aにお いてYの本件ライセンス提示又は自社のライセンス提案が FRAND条件に従ったものかどうかを判断するのに必要な情 報(Yと他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情 報等)を提供することなく、訴外 A が提示したライセンス条 件について具体的な対案を示すことがなかったものと認めら れるから、Yは、UMTS規格に必須であると宣言した本件 特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の締結に向け て、重要な情報を訴外Aに提供し、誠実に交渉を行うべき信 義則上の義務に違反したものと認めるのが相当である|

(4)権利濫用の認定

「以上のとおり、Yが、Xの親会社である訴外Aに対し、本 件FRAND宣言に基づく標準規格必須宣言特許である本件特許 権についてのFRAND条件でのライセンス契約の締結準備段階 における重要な情報を相手方に提供し、誠実に交渉を行うべき 信義則上の義務に違反していること、かかる状況において、Y は、本件口頭弁論終結日現在、本件製品2及び4について、本 件特許権に基づく輸入、譲渡等の差止めを求める本件仮処分 の申立てを維持していること、YのETSIに対する本件特許の 開示(本件出願の国際出願番号の開示)が、Yの3GPP規格の 変更リクエストに基づいて本件特許に係る技術(代替的Eビッ ト解釈)が標準規格に採用されてから、約2年を経過していた こと、その他訴外AとY間の本件特許権についてのライセンス 交渉経過において現れた諸事情を総合すると、Yが、上記信義 則上の義務を尽くすことなく、Xに対し、本件製品2及び4に ついて本件特許権に基づく損害賠償請求権を行使することは、 権利の濫用に当たるものとして許されないというべきである

◆評釈 -判旨一部疑問-

1. 本判例の評価

FRAND宣言がなされた標準規格必須宣言特許の行使が権 利濫用となる場合がある旨の判断については賛成である。

ただし、損害賠償請求権の不存在を確認した結論および理 由づけについては疑問が残る (後述)。

2. 本判決の位置づけ

本判決は、標準規格に係る必須宣言特許の権利行使の制限 について初めて判断を下したものである。後述5のように、標 準規格に係る特許権については、近時、当該特許権に基づく 権利行使により、第三者が標準規格に係る技術を利用できな くなるという「ホールドアップ」の問題等が指摘され、その対 応が諸外国でも課題となっていた。

本判決は、FRAND宣言がなされた標準規格必須宣言特許 について、ライセンスの具体的な申し出があった際、ライセン スの締結に向けて誠実交渉義務を負うこと、かかる義務に違反 すると特許権の行使が権利濫用となる場合があることを判断し た点において意義を有する。

3. 判決主文についての検討

標準規格必須宣言特許の権利行使において問題とされてい るのは、主に差止請求による[ホールドアップ]問題であり、比 較法的にも、行使が制限されるべきは専ら差止請求権であって、 損害賠償請求権まで制限した例は見当たらないようである*2。

この点、実務上、特許権者から仮処分を申し立てられた場 合、このように損害賠償請求権不存在確認訴訟を提起するこ とが従来からしばしば行われてきた実情*3に照らせば、本件 は「ホールドアップ」問題への対応という側面もあり、やむ を得ない判断であったと解する余地もあるように思われる。

ただし、元来、標準規格に係る特許権も、特許法上有効な 特許権であり、標準技術に係る「発明を奨励」(特許法1条) するためにも、第三者が当該発明を実施する際には、本来何 らかの対価をあらかじめ支払ってしかるべきであり、損害賠 償請求権について行使を制限したことには疑問が残る**4。

また、仮に損害賠償請求権の行使を認めないとしても、権利 濫用により行使できないという判断であるから、「損害賠償請 求権を有しないことを確認する | との主文には違和感も覚える。 さらに、後に権利濫用を基礎づける事情がなくなれば変更の余 地があるのか、必ずしも明らかではないようにも思われる**5。

もっとも本判決では、ライセンス交渉打ち切りの時点までに おける具体的事情を考慮のうえ、信義則違反・権利濫用を認め ており、あくまで、基準時(口頭弁論終結時)において「現状 のままでは権利行使は認めない」という判断であって、実質的 には、さらに交渉することを促す趣旨であり、後日、誠実な交 渉が実現されれば、判断が変更されると解されるべきであろう。

4. 判旨についての検討

(1)信義則違反と権利濫用の抗弁

i) 標準化と知的財産権のバランス

本判決は、権利濫用の前提として、前記「ホールドアップ」 問題に言及のうえ、「通信分野における技術の標準化の必要性 と知的財産権の保有者の権利との間のバランスをとることが要 請される」ことを指摘している。このような基本的な認識は適 切であるが、特許権により標準規格に係る「発明の奨励」が図 られるべきとの原則論が明示されておらず、権利制限に若干、 積極的な印象がある点は懸念される。もっとも、問題は個別具 体的事案で、いかにバランスが図られるかにある。

ii) 準拠法

本判決は日本法を準拠法とするが、わが国の特許権の権利 行使について、権利濫用の抗弁が問題となる場面では、妥当と 解される *6 (ただし、ライセンスの抗弁につき後述5(3)参照)。

iii) 権利濫用の抗弁

権利の行使は誠実になすことを要し、その濫用は許されな いのは当然であるが(民法1条2~3項)、無体物を客体とし、 他者とのバランスが重要となる知的財産権においては、特に この点への配慮が必要とされる。

もっとも、実務上は、今まで特許権の行使について、権利 濫用が主張された事例はあるが、無効理由が存在することが 明らかな事案(キルビー事件*7等)を除き、適用を認めた裁 判例は見当たらないようである。しかしながら、近時は、特 許権の行使を制限するために権利濫用法理が言及されること もあり*8、本判決も、標準規格に係る必須宣言特許の権利行 使について、権利濫用の抗弁を認めている。

iv) 信義則上の誠実交渉義務

判旨は、権利濫用の結論を導く前提として、契約準備段階*9 において信義則上の誠実交渉義務が存在する旨を判示する。 この点、一般条項による柔軟な対応を行いつつも、その適用 上の不明確性から、「契約準備段階」という日本法上なじみの ある概念を用いて、成立範囲を画するという意義も考えられる。

もっとも、交渉状況はさまざまであり、本来ライセンス交渉 は私的自治の下、当事者に委ねられていることに鑑みれば、「会 員 | のみならず 「第三者 | にまで 「ライセンスを希望する申出 | のみで信義則上保護すべき「契約準備段階に入った」といえる のか、疑問の余地もある。この点、FRAND条件に適合しない「ラ イセンス料 | ないし実質的な「取引拒絶 | という競争法的な要 素が主要な問題であると考え、あえて「信義則」という原理を 介在させずに、「独禁法違反」ないし「権利濫用」の適用を論 じる余地もあったように思われる。

(2) 前提条件

判旨は、誠実交渉義務が生じる前提として「具体的な申出」 が必要だが「確定的な申出」は不要とし、次の2点に言及する。

- ① 特許の有効性等を留保する場合においても、FRAND条 件によるライセンスを受けようとする意思を認め、誠実交渉 義務を肯定している点は、無条件のライセンスオファーを前 提とするドイツ判例(後述5)とは異なる。もっとも、有効性等 を争いつつも和解としてのライセンス合意に至るケースも多 いことに鑑みれば、個別具体的な交渉の事情にもよるが、本 件のように仮処分の申し立てが行われているような状況にお いて誠実交渉義務を認めたことは、妥当であったと思われる。
- ② ライセンス料率は、閲覧制限との関係で必ずしも明らかで はないが、「全世界におけるUMTS規格に不可欠と宣言された 特許ファミリーのうち、Yが保有しているものの割合を踏まえた」 という一応合理的なライセンス料の算出根拠が示されていたこ とに鑑みれば、誠実交渉義務を認めたことは適切と思われる。

もっとも、これらの前提条件については、後述5のように、 欧州でも、欧州委員会とドイツで相違があるため、現在ドイ ツ裁判所より欧州裁判所に質問が付託されており、その判断 が待たれるところである**10。

(3)信義則違反の認定

判旨は、特許権者は再三の要請にもかかわらず、ライセンス 提案がFRAND条件に従ったものかどうかを判断するのに必要 な情報を提供することなく、また具体的な対案を示すことがな かったとして信義則違反を認める。かかる認定は、個別具体的 事案に左右され、本件では、ライセンス料や具体的交渉内容等 は必ずしも明らかでないが、一般的には上記のような交渉経緯 があれば信義則違反を認めたことは妥当であると思われる。

もっとも、どの程度の「必要な情報」の提供をもって信義則 上の誠実義務が果たされたと解すべきかは問題である。ライセ ンス料の算出根拠等の情報提供は必要であるとしても、通常、

営業秘密に属する「Yと他社との間の必須特許のライセンス契 約に関する情報等」までを提供する必要がある旨の判示は、実 務上は疑問もあり、結果的にある程度、非差別的な条件になっ ていれば、競業他社の情報まで提示する必要はないと思われる。

(4)権利濫用の認定

判旨は、前記のように「誠実交渉義務」を中核に論じつつも、 ① Yが仮処分の申し立てを維持していること、② YのETSI に対する本件特許の開示が、本件特許に係る技術が標準規格 に採用後、約2年を経過していたこと、③ その他のライセン ス交渉経過の諸事情を総合して権利濫用と判断する。

上記①は、元来差し止めの問題であるが、前述のように、損 害賠償請求権不存在確認訴訟は、「ホールドアップ」問題に係る 仮処分への対応という側面があることを基礎づける点で重要性 を有すると思われる。②は、特に理由づけがなく、これのみで 権利濫用を構成する「本件特許の適時開示違反」に該当するか 否かは明らかではないが、少なくとも権利濫用の判断の一要素 たり得ることがうかがえる。結局、本件は事例判断であり、誠実 交渉義務違反さえあれば権利濫用が適用されるのか、他の要素 も必要かは必ずしも明らかでないように思われる。今後、個々の 具体的事例の蓄積により、明確になっていくことが期待される。

5. 考察

(1)諸外国の対応

情報産業分野などでは、近時のプロパテント傾向も相まっ て、多数の特許が藪のように存在し (patent thickets)、かか る特許の権利行使により、技術の享受が妨げられる「ホール ドアップ」問題が顕在化している**11。特に、標準規格に係る 特許権の行使をめぐっては、世界各国において当該問題への 対応が論じられているが、各国ごとに法制度が違うこともあり、 その対応は一様ではない。具体的には、衡平法(eBay判決*12 参照)により差し止めを制約する立場(米国*13等)、独占禁止 法を適用する立場(欧州委員会は、相手方にFRANDライセン スの意思がある場合の権利行使に独禁法を適用する*14。

これに対し、ドイツのオレンジブックスタンダード事件では、 無条件のライセンスオファーをして、既存の実施行為について ライセンス義務を果たした場合にのみ、独禁法に係る強制ライ センスの抗弁を認める*15)、信義則・権利濫用を適用する立場 (オランダ^{*16}等)、FRAND宣言により、第三者のための契約が 成立するとして権利行使を制限する立場**17、制限を認めない 立場(韓国*18等)などが見受けられる。

(2) 知的財産制度のバランス――経済分析と比較法制*19

法と経済学の分析**20によれば、創作者に対する創作のイ ンセンティブと、第三者に対する情報へのアクセスのバラン スが重要とされる。そして、フリーライドにより希少な情報 の過少生産をもたらすため (コモンズの悲劇)、排他的権利 として構成され (所有権的構成)、かかる法的構成は、過大 な取引コストが生じない限りにおいて正当化されている**21。

この点、米国では、同国特有の訴訟制度などの問題から、 特許権行使において(パテント・トロールなど)過大な取引コス トが生じ、特許制度の存在について疑問視する見解も多い*22。

そこで、標準規格必須宣言特許に係る(特許権の排他性を示 す) 差止請求権について、common law特有の衡平法に基づく 制約が認められていることもあり (eBav判決の4要素テスト)、 差し止めを当然のように制限するアプローチを採用する**23。

しかし、civil lawの大陸法系諸国では標準規格必須宣言特許に ついても、おおむね特許権としての権利を原則的に認めつつ、例 外的に独禁法などに基づく制約を許容するアプローチを採る*24。 わが国はcivil lawの法制であって、侵害があれば差し止めが当然 に認められており(特許法100条)、また米国のように過大な取引 コストが生じる制度とは異なる。そうとすれば、原則的に特許権 の行使を認めつつ、例外的に制約を許容するアプローチが妥当 と解される。

(3) 契約アプローチの可能性

標準規格必須宣言の際のFRAND宣言により、ライセンスな いし第三者のための契約が成立するのであれば、契約準拠法に 基づき、契約の解釈としてライセンス料を定めることになろう。 本件でも、FRAND宣言に基づいてライセンス契約の成否が争 点とされたが(争点5)、何ら判断がなされなかった。

実際、ETSIのFRAND宣言について、欧州における統一的処 理の見地から、その準拠法であるフランス法に基づくライセンス 契約により処理がなされることも提唱されている**25。また、米国 においても、標準規格必須宣言特許についてライセンスを受け ようとする者を、第三受益者として扱う裁判例も存在する*26。

しかし、common lawの下、衡平法の見地から差し止めを制 限して事実上の強制ライセンスが実現し得る米国はともかく、 (わが国の法体系と同じ)civil lawの国において、明示的にラ イセンス合意を認めた裁判例は、今のところ見当たらない。

無論、標準化団体ないしパテントプールにおいてあらかじめ ライセンス料などの詳細な条件についてコンセンサスが形成さ れていれば、これによる統一処理も期待されるが、現在はライ

センス条件も一義的ではなく、一方当事者の宣言があるにすぎ ない。そのため、ETSIのFRAND宣言の準拠法はフランス法で はあるものの、わが国の法制度に照らせば、果たして、第三者 のための契約の成立を認められるかどうか疑問の余地がある。

この点、通信規格については、欧州のみならず、わが国の 規格団体においてもライセンスの宣言がなされているようで あり*27、契約アプローチについては、属地主義の見地から、 欧州のETSIのFRAND宣言の準拠法であるフランス法のみ に基づき、全世界的にライセンスの抗弁を認め、わが国の特 許権の行使を制限して構わないのかという疑問も残る。

(4)独占禁止法と一般条項

例外的に権利制限を行うとしても、独占禁止法を適用すべき か、権利濫用のような一般条項で対応すべきかについては、別 途検討を要する。本判決では、独占禁止法違反について、権 利濫用(争点6)の文脈で主張されていたが、判断されなかった。

独占禁止法上、特許権に基づく本来的な権利行使は認めら れるが、濫用的な権利行使については独占禁止法の適用が除 外されるものではない(独禁法21条)。そこで、特許権の行 使についても、原則的に自由であるが、FRAND宣言に係る 標準規格必須宣言特許の濫用的な権利行使と認められる事案 においては、独占禁止法の適用を認めることにより、競争法 上、実質的に強制ライセンスを実現することも可能であろう。 また、独占禁止法違反の私法上の効力については争いがある ものの、権利濫用など一般条項の適用により、否定されるべ きである^{※28}。実際、欧州委員会やドイツのオレンジブックス タンダード事件では独占禁止法違反が問題とされている**29。

これに対し、独占禁止法違反を持ち出すことなく、むしろ 信義則や権利濫用という一般法理により権利行使を制限する アプローチも考えられる。例えばオランダでは、標準規格必 須宣言特許に基づく差止請求について権利濫用と認めた例が あり、本件もこれによるものと思われる。

ただし、信義則や権利濫用といった一般条項を用いる場合は、 その適用範囲が不明確になるリスクに留意する必要がある。ま た、標準規格必須宣言特許といえども(キルビー事件とは異な り)有効な特許権であり、他の特許発明と同様、標準規格に係 る「発明を奨励」する必要がある以上、むやみに一般条項で権 利を制限することは適当ではないことにも配慮すべきであろう。

(5) 小括

本判決は、標準規格必須宣言特許の権利行使の制限につい て、権利濫用法理など、わが国の法理論の下において妥当な

Hanrei Hvoshaku

解決を模索したものとして評価できる。

もっとも、比較法的には差止請求ではなく、損害賠償請求を 制限したことに疑問もあり、また、一般条項ゆえの基準の不明 確性も懸念される。殊にわが国では、知財立国を標榜した法改 正などが行われてきたが、必ずしも特許権の行使が向上したと はいえない実情もあり**30、安易な権利行使の制約は、フリーラ イドを助長し、わが国の標準技術に係る発明へのインセンティ

ブを後退させるリスクがあることも考慮されるべきと思われる。

今後、特許権者の保護との適切なバランスを図れるような基 準が、競争法上の問題とも整合的に確立されることが望まれる (なお、前記に鑑みれば、標準規格必須宣言特許の行使を一般 的に制限するような立法や準則よりも、個別具体的な妥当性に 配慮された裁判による解決になじむように思われる*31)。

(もんや たかとし)

- ※1) 拙稿「国際知財紛争の近時動向と留意点」(「月刊ビジネス法務」 2012年12月号)参照。
- ※2) この点も後出※10の欧州裁判所に付託された質問に含まれる。
- ※3) 例えば、最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁「キルビー 事件〕は、債務不存在確認請求事件である。
- ※4)債務不存在確認訴訟において請求を認容しない場合には、残 存額を明示すべきとする最判昭和40年9月17日民集19巻6号 1533頁もあるが、これは貸金債務不存在という契約類型であ り、本件のように損害賠償型では、端的に「請求棄却」と判 示する余地もあると解される(高橋宏志『重点講義民事訴訟 法下[第2版]』264頁、東京地判平成4年1月31日判時1418 号109頁参照)。
- ※5) 前出※3のキルビー事件では、一審は非侵害による請求棄却 であったため、控訴審において権利濫用を適用したものの、 「控訴棄却」判決が下されている。
- ※6) 最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁参照。
- ※7) 最判平成12年4月11日民集54卷4号1368頁(前出※3)参照。
- ※8) 特許権行使を制限すべき場面として、パテント・トロール対 策 (NPE)、特許発明が侵害者の製品の一部のみに係る場合 等に加え、標準規格必須宣言特許が議論されている。そして、 制限の理論構成としては、権利濫用の他、裁定実施制度(特 許法93条)、独占禁止法違反、特許法100条改正などが提唱さ れている〈知的財産研究所「産業の発達を阻害する可能性の ある権利行使への対応策に関する調査報告書」、「日米韓にお ける特許権の行使に関する諸問題についての調査報告書」、 「標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究報告書」、「標 準規格必須特許の権利行使に関する調査研究(Ⅱ)報告書」
- ※9) 最三判昭和59年9月18日判時1137号51頁や最判平成24年4月 22日民集65巻3号1405頁などを参照。
- ※10) 2013年3月21日にデュッセルドルフ地方裁判所から欧州裁判 所に5つの質問が付託された。その中では、① FRANDライ センスの交渉意思があればいいか、無条件のライセンスオ ファーをして過去の侵害行為について履行していることが必 要か、② 実際に交渉開始が必要か、③ ライセンス契約の条 件提示が必要か、④ 過去の侵害行為について支払い・供託 等の履行も必要か、⑤ 損害賠償請求等も同様に扱われるの かなどが問題とされている。
- ※11)後出※23および19など参照。
- *12) eBay Inc., et al. v. Mercexchange, L.L.C. (No. 05 \sim 130) 401F.3d1323 (May 15, 2006)
- ※13) Motorola v. Apple (N.D.II) における2012年8月22日付命令、 および、Microsoft v. Motorola (W.D.Wa) における2012年 11月29日付略式判決参照。
- ※14) 欧州委員会の、携帯電話標準規格必須特許の濫用の可能性に 係る、サムスンに対する異議告知書の送付(2012年12月21日 付)、および、モトローラモビリティに対する異議告知書の 送付(2013年5月6日付)参照。
- *15) Orange-Book-Standard, BGH. GRUR2009, 694
- ※16) サムスンのアップルに対する標準規格必須宣言特許の権利行 使に係る2012年3月14日付ハーグ地裁判決では、差し止めを

- 制限した。ただし、同年6月20日付判決においては、サムス ンのアップルに対する損害賠償請求は認められている。
- ※17) Microsoft v. Motorola (W.D.Wa) における2012年2月27日 付略式判決参照。
- ※18) サムスンのアップルに対する標準規格必須宣言特許の権利行 使に係る2012年8月24日付ソウル地裁判決参照。
- ※19) 拙稿「欧米における知的財産権保護の動向と競争政策」(紋 谷暢男教授古稀記念論文集『知的財産権法と競争法の現代的 展開』93頁)参照。
- *20) William M. Landers & Richard A. Posner, The Economic Structure of Intellectual Property Law参照。
- ※21) コースの定理 (Coase Theorem) 参照。
- *22) Adam B. Jaffe and Josh Lerner, Innovation and its Discontents: How our broken patent system is endangering innovation and progress, and what to do about it等参照。
- *23) Mark A Lemley, Ten Things to Do About Patent Holdup of Standards (and One Not to) 等参照。
- ※24) 欧州委員会は、前出※13の、モトローラモビリティに対する 異議告知書の送付(2013年5月6日付)に際し、知的財産権 はイノベーションを促進する重要な役割を果たすものであ り、特許権侵害差止めによる救済は一般的に正当であって、 同告知書は、特許権者の差止請求を否定するものではなく、 むしろ必須特許に係る差止請求が例外的事例(すなわち、特 許権者がFRAND宣言をしており、かつ差止請求の相手先企 業がFRAND条件に基づくライセンスの意思がある場合)に、 支配的地位の濫用を構成し得るとの予備的見解を示したにす ぎないことを確認している。
- *25) Joseph Straus, Das Regime des European Telecommunications Standards Institute - ETSI: Grundsaetze, Anwendbares Recht und die Wirkung der ETSI gegenueber abgegeben Erklaerung, GRUR Int 6/2011,
- ※26) 前出※17参照。
- ※27) 欧州のETSIに相当する、わが国の規格団体、一般社団法人 電波産業会(ARIB)では、必須特許を有する者は「必須の 工業所有権の実施の権利に関する確認書」を提出することに なっている。
- ※28) 最判昭和52年6月20日民集31巻4号449頁参照。
- ※29) 何がFRAND条件違反であるかは一義的に明確でなく、契約 条項自体を独占禁止法違反と判断することは容易でないが (Qualcomm事件における、わが国の平成21年9月30日付排 除措置命令〈FRAND条件違反に言及せず〉や、欧州委員会 の2009年調査打ち切りなど参照)、ここでは交渉態様等も斟 酌する。
- ※30) キルビー事件において権利濫用法理が適用された後、無効の 抗弁が法制化されたが (特許法104条の3)、これに伴って、 勝訴率も低下したとの指摘もある。
- ※31) パテント・トロールの対応のため、以前、権利濫用法理の適 用に係る「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」 (METI) が設けられたが、日米の制度的相違もあり、結局、 用いられていない。